

連結財務書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1)有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産…取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次の通りです。

ア. 昭和59年度以前に取得したもの…再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ. 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの…取得原価

取得原価が不明なもの…再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

②無形固定資産…取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次の通りです。

取得原価が判明しているもの…取得原価

取得原価が不明なもの…再調達原価

(2)有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券…償却原価法(定額法)

②満期保有目的以外の有価証券

ア. 市場価格のあるもの…会計年度における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)

イ. 市場価格のないもの…取得原価

③出資金

ア. 市場価格のあるもの…会計年度における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)

イ. 市場価格のないもの…出資金額

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

①原材料、商品、貯蔵品等…先入先出法による原価法

ただし、一部の連結対象団体(株式会社、都留市土地開発公社)においては、最終仕入原価法によっています。

②販売用土地…地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第4条第2項各号に掲げる方法。

(4)有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除きます。)…定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 30年～60年

工作物 10年～40年

物品 3年～18年

ただし、一部の連結対象団体(一般財団法人)は、定率法を採用しています。

②無形固定資産(リース資産を除きます。)…定額法

(ソフトウェアについては、当町における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)…自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法。

(5)引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

②徴収不能引当金

未収金については、過去の平均不納欠損率または個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去の平均不納欠損率または個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

③退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6)リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ. ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体(水道事業会計及び病院事業会計)については、税抜方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

該当はありません。

3. 重要な後発事象

該当はありません。

4. 偶発債務

該当はありません。

5. 追加情報

(1)連結対象団体(会計)は次の通りです。

団体名	区分	連結の方法	比例連結組合
山梨県市町村総合事務組合	一部事務組合	比例連結	下記参照
山梨県後期高齢者医療広域連合	広域連合	比例連結	3.22%
大月都留広域事務組合	一部事務組合	比例連結	51.10%
山梨県東部広域連合	広域連合	比例連結	31.38%
都留市土地開発公社	開発公社	全部連結	100%
一般財団法人都留楽友協会	一般財団法人	全部連結	100%
公立大学法人都留文科大学	公立大学法人	全部連結	100%
株式会社都留市観光振興公社	株式会社	全部連結	100%
株式会社せんねんの里つる	株式会社	比例連結	30%

連結の方法は次の通りです。

①地方公営企業会計とその他の特別会計は、すべて全部連結の対象としています。
ただし、地方公営企業法の財務規程等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該既定等の適用に向けた作業に着手している、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計については、全体財務書類の対象外としています。
したがって、一般会計等における他会計への繰出金等が内部相殺されない場合があります。

簡易水道事業特別会計	地方債残高	1,506,975,286 円
	他会計繰入金	50,488,000 円
下水道特別会計	地方債残高	6,179,199,640 円
	他会計繰入金	500,873,615 円

②一部事務組合・広域連合等は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

③山梨県市町村総合事務組合については、各事務区分ごとに比例連結割合を算出して合計額で連結処理をしております。

電子(電子申請)	3.814777%
電子(セキュリティクラウド)	6.734116%
電子(財務会計・第2期)	13.441160%
電子(校務システム)	3.903738%
管財	3.794138%
研修	3.437592%
処分場	5.622869%
入札	3.396816%

④第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体(種子割合等が50%以下であっても業務運営に実質的な立場を確保している団体を含みます。)は、全部連結の対象としています。
また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

⑤平成28年度財務諸表において、大月都留広域事務組合及び東部広域連合については、連結作業期間に提出がなく、連結財務書類の対象外とし、平成29年度決算財務諸表においては連結対象としたため、前年度期末純資産残高と前年度期首純資産残高に差異が生じています。

(2)出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられてい会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)と出納期間を設けている団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払があった場合は、現金の受払い等が終了ものとして調整しています。

(3)表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。